

「週休2日工事」試行要領

令和6年7月11日制定

令和6年11月12日改正

令和8年4月1日改正

西都市

(趣旨)

第1 この試行要領は、西都市が発注する建設現場の「週休2日」の確保に向けた課題を把握し、就労環境改善に向けた意識の醸成を図るために「週休2日工事」の試行手続、その他必要な事項について定めるものとする。

(用語)

第2 この要領で、次の各号に掲げる用語の意義はこの各号に定めるところによる。

(1)「週休2日」とは、次のアからウまでを総称していう。

ア 完全週休2日

対象期間のすべての週において、2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自らが土曜日・日曜日以外にも現場閉所を行うことは可能とする。ただし、1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とし、工期末など対象週内に土曜日・日曜日が2日未満の場合は、対象週内の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合、現場閉所率が28.5%に満たなくても4週8休を達成しているものとみなす。

イ 月単位の週休2日

対象期間のすべての月において、2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休を達成しているものとみなす。

ウ 通期の週休2日

対象期間において、通期の4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2)「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に当てはまる期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

- (3) 「工事着手日」とは、実際の工事のための準備作業（調査、測量、現場事務所の設置等の現地での作業）を開始した日をいう。
- (4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検など、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (5) 「現場閉所率」とは、対象期間な対象期間内の現場閉所日数の割合をいう。
- (6) 「4週8休以上」とは、現場閉所率が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪、酷暑などによる予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（試行の対象）

第3 週休2日工事の試行対象は、西都市が発注する建設工事（営繕工事（建築工事に係る、建築・電気・管・塗装・防水・解体とする）、補正を含めた設計金額が200万円未満の工事、年間維持工事、災害時の応急工事など、週休2日を確保することが困難な工事は除く）とする。

2 週休2日工事は、入札公告（指名通知）などと特記仕様書で、週休2日工事の対象であることを記載するものとする。

入札公告（指名通知）など 例

○ その他の事項

この工事は、週休2日工事の対象工事である。

または、この工事は、週休2日工事の対象工事ではない。

特記仕様書記載例（第1章第〇〇条に記載するものとする。）

第〇〇条 休日の確保について

本工事は、週休2日工事の対象工事である。

実施するときは、『「週休2日工事」試行要領（令和8年4月〇日施行）』に基づき行う。

試行要領は、西都市ホームページから入手できる。

(実施手続)

第4 受注者は工事着手前に週休2日工事の実施について発注者と協議するほか、次項から第6項までの規定を適用する。

週休2日工事の実施を希望しない場合、受注者はその理由を明らかにし、発注者に通知するものとする。なお、週休2日工事の実施を希望しない場合は、次項から第6項までの規定は適用しない。

2 受注者は、計画工程表に週休2日の対象期間と現場閉所日を明記し、発注者に事前に提出するものとする。計画工程表を変更する場合も同様とする。

3 受注者は、現場閉所日を変更するときは、事前に発注者に協議するものとする。

なお、降雨、降雪、酷暑などで予定外の現場閉所を行うときは、そのことを監督員に連絡するものとする。

4 発注者は、書類の作成負担等を考慮し、現場閉所を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練の記録資料等）について受注者に提示を求め、現場閉所の状況を確認するものとする。

発注者による現場閉所の状況の確認は月1回程度を目安とし、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

5 受注者は、週休2日工事に取り組むことを工事看板などに明示するものとする。

6 受注者は、週休2日工事の取組結果について、工事打合簿に現場閉所実績が記載された実施工程表などを付けて発注者に報告するものとする。

(労務費・機械経費（賃料）・間接工事費・市場単価・土木工事標準単価の補正)

第5 当初設計から別表1（労務費・機械経費（賃料）・間接工事費）、別表2（市場単価の補正）、別表3（土木工事標準単価の補正）の月単位の補正係数を乗じた上で予定価格を算出し、週休2日工事の実施後、現場閉所率が完全週休2日を達成した場合は、完全週休2日の補正係数による額に増額して変更契約する。また、現場閉所率が月単位の週休2日を達成できなかった場合は、補正分を減額して変更契約するものとする。

(注意事項)

第6 週休2日工事を実施するときは、次の各号に注意するものとする。

(1) 受注者が現場閉所日と定めた日で、以下の項目に掲げる作業が発生した場合は、現場閉所日として扱うものとする。

ア 災害などの緊急時に発注者が作業を要請した場合

イ 異常気象時などの安全パトロールの実施や、保守点検などの現場管理上必要な作業を行う場合

ウ 現場見学会など、現場を公開する場合

アからウまでに掲げる場合以外の取扱いは、受注者・発注者間の協議で決定するものとする。

(2) 発注者は、緊急時などやむを得ない場合を除き、資料作成を含め現場閉所中の作業が発生するような指示などは行わないこととする。

附 則

この試行要領は、令和6年7月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この試行要領は、令和6年11月12日から施行する。

(経過措置)

2. この要領の施行前に『「週休2日工事」試行要領（令和6年7月11日施行）』を適用した工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1. この試行要領は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2. この要領の施行前に『「週休2日工事」試行要領（令和6年11月12日施行）』を適用した工事については、なお従前の例による。

別表1 労務費・機械経費（賃料）・間接工事費の補正

(1) 【県土整備部所管事業の場合】

	補正係数	
	月単位の週休2日 (現場閉所率 28.5%以上)	完全週休2日
労務費	1.02	1.02
共通仮設費	1.01	1.02
現場管理費	1.02	1.03

(2) 【農政水産部所管事業の場合】

	補正係数	
	月単位の週休2日 (現場閉所率 28.5%以上)	完全週休2日
労務費	1.02	1.02
共通仮設費率	1.04	1.05
現場管理費率	1.05	1.06

(3) 【環境森林部所管事業の場合】

	補正係数	
	月単位 (現場閉所率 28.5%以上)	通期 (現場閉所率 28.5%以上)
労務費	1.04	1.02
機械経費（賃料）	1.02	1.02
共通仮設費率	1.03	1.02
現場管理費率	1.05	1.03

別表2 市場単価の補正

(1) 【県土整備部・農政水産部所管事業の場合】

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		月単位	完全週休2日
鉄筋工		1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	1.01
道路植栽工事		1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02

橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
砂基礎工	人力施工	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02
砕石基礎工	人力施工	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02
組立マンホール工		1.01	1.01
小型マンホール工		1.00	1.00
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.00
	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.01

(2) 【環境森林部所管事業の場合】

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		月単位	通期
鉄筋工 (太径鉄筋を含む)		1.04	1.02
鉄筋工 (ガス圧接)		1.03	1.02
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.04	1.02
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1.01

防護柵設置工(落石防止網)		1. 0 2	1. 0 1
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1. 0 1	1. 0 0
	撤去	1. 0 4	1. 0 2
道路標識設置工	設置	1. 0 1	1. 0 0
	撤去・移設	1. 0 3	1. 0 2
道路付属物設置工	設置	1. 0 1	1. 0 1
	撤去	1. 0 4	1. 0 2
法面工		1. 0 2	1. 0 1
吹付砕工		1. 0 3	1. 0 1
軟弱地盤処理工		1. 0 2	1. 0 1
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1. 0 3	1. 0 2
橋梁用伸縮継手装置設置工		1. 0 2	1. 0 1
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1. 0 4	1. 0 2

別表 3

土木工事標準単価の補正係数「令和6年11月以降に予算執行伺を行った工事に適用」

(1)【県土整備部・農政水産部所管事業の場合】

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		月単位	完全週休2日
区画線工		1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01
紫外線硬化型 FRP シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01

道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管) 設置工		1.02	1.02
フレア溶接		1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02
	作業者	1.02	1.02

(2) 【環境森林部所管事業の場合】

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		月単位	通期
区画線工		1.04	1.02
排水構造物工		1.04	1.02
コンクリートブロック積工		1.04	1.02
構造物取りこわし工	機械	1.03	1.02
	人力	1.04	1.02
橋梁塗装工		1.03	1.01
塗膜除去工		1.04	1.02
道路反射鏡設置工	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.04	1.02